市・県民税の給与支払報告書作成と提出について（お願い）

市・県民税の特別徴収事務につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、下関市に提出していただく給与支払報告書の作成時期になりました。この給与支払報告書は、市・県民税の賦課徴収事務にとって、極めて重要な資料であり、給与支払報告書の内容が間違って記載されたり、表示漏れ等がありますと、後日、税額変更等により納税者に大変ご迷惑をおかけすることになりますので、正確な給与支払報告書の作成及び提出をお願いいたします。

１．提出しなければならない者

令和９年１月１日現在において、給与等の支払をする者で、所得税の源泉徴収の義務を有し、令和８年中に給与等の支払をした者です（地方税法第317条の6）。

２．下関市に提出が必要な給与所得者

令和９年１月１日に下関市内に住所がある者です。
※給与が30万円を超える令和８年１月１日以降の退職者についても給与支払報告書の提出が必要になります。

３．提出までの流れ

給与支払報告書（個人別明細書）の用紙は、税務署が作成しております。
左下に（市区町村提出用）と記載された紙を**１人につき１枚**提出してください。
提出の際には、総括表及び仕切紙を添えて提出してください。
なお、エルタックスで電子的に給与支払報告書を提出している場合は、紙での提出は不要です。

令和９年２月１日（月）までに、ご提出ください（地方税法第317条の6）。
なお、事務の都合上**１月１５日（金）**までの提出にご協力いただけたら幸いです。

提出先　　下関市役所　市民税課　法人係
〒750-8521　山口県下関市南部町1番1号
電話　（083）231-1210

４．市・県民税の特別徴収・普通徴収について

地方税法第321条の3により、令和９年４月１日現在に在職されている納税義務者に対しては特別徴収により市・県民税を徴収するものとされています。
よって、アルバイトやパートであってもこの要件にあてはまる場合には特別徴収の対象となります。
ただし、下記の理由に該当する場合は普通徴収にすることができるので、仕切紙内の切替理由書に記載の上、個人別明細書の摘要欄に略号(a～f)を記入して下さい。

普通徴収にすることができる要件

ａ…退職者又は退職予定者
ｂ…給与の支払期間が不定期（給与の支払が毎月ではない）
ｃ…給与が少なく税額が引けない
ｄ…他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者
ｅ…専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）
ｆ…受給者総人員（ａ～ｅの該当者を除いた合計）が２名以下の事業所

５．給与支払報告にかかる異動届出書

給与支払報告書をご提出いただいた後に、退職、休職、転勤等の理由により給与差引ができなくなった方が発生した場合にご提出ください。
この届出書の提出をもって、該当者に特別徴収、普通徴収の切り替えを行います。提出は**令和9年4月12日(月)までにお願いします。**
これ以降に提出された場合、当初通知に反映することができないため後日変更通知を送ります。